



## 下町の水辺空間の再生

K00071 田邊 慎弥

### 目的

対象敷地として選定した下町・平井は、元来張り巡らされた水路によって農村が発達した場所である。しかし現在水路は埋め立てられ、残る水辺も有効に活用されていない。そこで、そのような下町に残る水辺空間は近年増加傾向にある虐待を受けた児童にとって、彼ら自身を再構築する場として活用できないかと考える。本計画は児童虐待問題と地域住民の水辺の再生・利用を通して、下町・平井の水辺本来のあり方を問うものである。



江戸名所図会 平井聖天宮

### 児童虐待問題の現状

近年増加傾向にある児童虐待問題にあわせ、2000年5月、『児童虐待防止等に関する法律』、通称『児童虐待防止法』が成立した。ネグレクト(養育放棄)や身体的・心理的虐待を受ける児童の早期発見を目指すため、学校や医療機関の児童相談所への通告義務等が盛り込まれた法律で、児童虐待に対する社会的関心が高まってきた結果だといえる。

被虐待児を保護する児童養護施設は、このような動きに伴い既存の施設数ではキャパシティを超えてしまうという問題を抱える。特に都市圏では受け入れ人数と総定員の割合が90%を超えているという状態である。また、養護施設は立地条件が悪く、町の中心部から離れたところになりがちである。入・退所のしやすさや社会からの孤立感を排除するために、今日ではグループホームが推奨されつつある。町の中で人とふれあい、普段着の生活を送れるようになることが、虐待を受けた児童の願いなのではないだろうか。

### 計画の概要

対象敷地は、東京都江戸川区平井の旧中川沿いの一角である。平井は、荒川と旧中川に囲まれていて、都市再開発による高層住宅や工場群と、昔ながらの下町が混在する多面性を持った地域である。住民はほぼ中央に位置する平井駅周辺の商業空間と自宅との間の往来が主で、囲むように位置する水辺空間を利用する人はほとんどいない。また下町は地域性・家族性が強く、商店街を中心とした祭りや、高齢者・児童を対象とした設備や施設が整備されている。

#### A. 児童養護施設

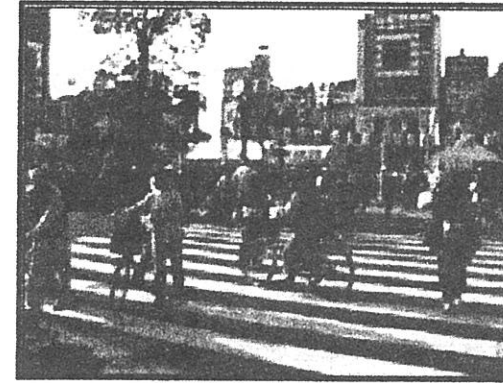
児童の自立を支援する養護施設としてグループホームを計画する。生活感やコミュニティといったものは下町に強く存在する。そういった環境の中に虐待を受けた児童の生活空間を形成することで、彼等の精神的な安心・安定を取り戻すこと、また、周辺の小学校や老人施設等との連携を深め、地域の福祉に対する意識の向上を目指すように計画する。

#### B. 水辺空間の再生

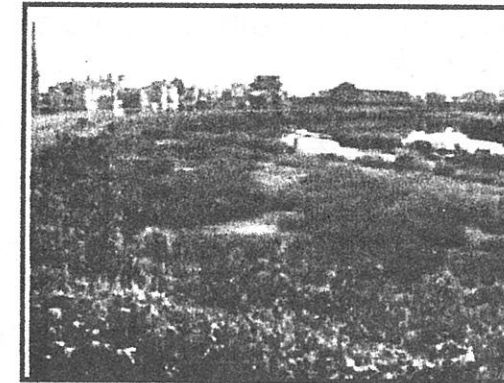
児童養護施設で暮らす児童のウォーターセラピーと、地域住民が意識的に利用する施設を兼ね、リラグゼーションセンターとビオトープ空間を計画する。水辺は貴重なオープンスペースであり、都市生活をする人々にとって、人間性を回復する場所でもある。

敷地の現状は堤防やフェンスによって、人が利用することを拒んでいるように感じる。前述したように、この地域の人々は平井駅に向かうように求心的な動きをする。それとは逆に外側を囲むように位置する水辺空間に、自然と近づいていくような環境を整備することで地域の動線の分散を図る。また、これにより地域住民に水辺の現状、さらには過去・未来の状況を認識させて、活気ある水辺空間をよみがえらせる。

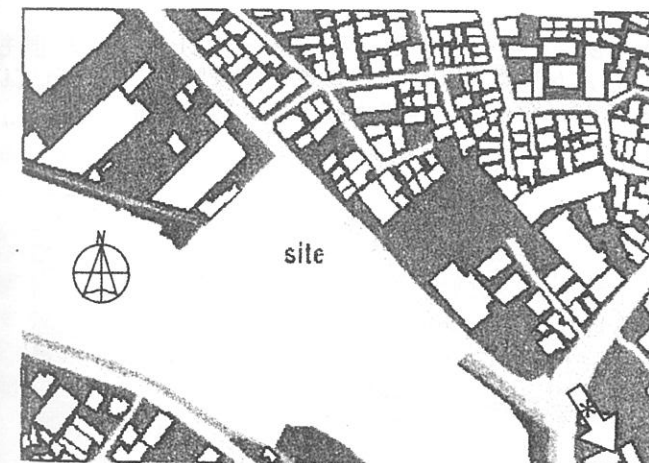
平井駅周辺の様子



敷地周辺の現状



C. 敷地周辺図 (s:1/3000)

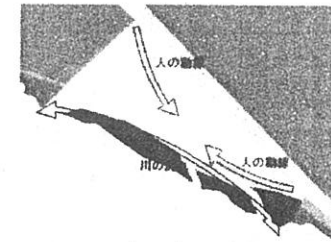


\*矢印の方向に約450mで平井駅

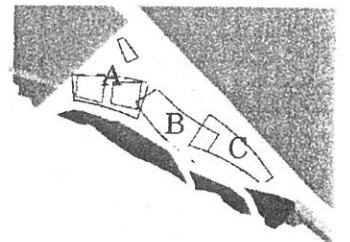
### コンセプト

水を引き込むことで生まれる自然な地形の変化と、対象敷地を利用する人の動線の方向を、曲線のふくらみを用いて表す。この曲線によってできた面にさまざまなボリュームを与え、視覚に変化をつける。さらにボリューム一つ一つに異なった要素を盛り込み、それを多くの人々が利用することにより、活気ある水辺空間を再構築する。

また、被虐待児を保護するグループホームでは、プライベートな空間を確保しながらも、お互いの居場所、また自分の居場所を認識できる場所であるように計画する。地域の人々とのふれあいの中で、自分自身を見つめることで、この場所は彼らにとって有意義な生活の拠点となる。



(fig.1)



(fig.2)

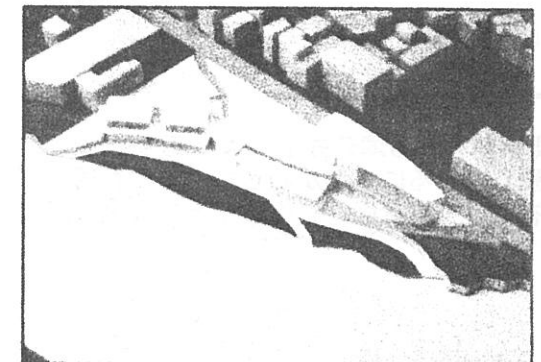
A - グループホーム

B - 郷土資料室、集会室、地域交流スペース

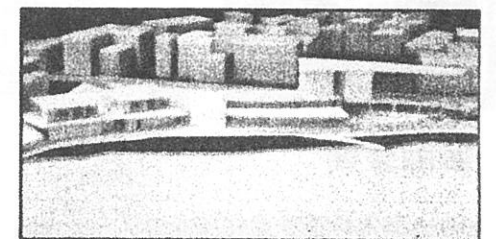
C - サロン、休憩室、シャワー室

### 模型写真

全体模型(上空)



全体模型(南側)



グループホーム

